

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	13 件

愛知国民年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から同年12月まで

昭和45年3月に会社を退職し、親類が事業を始めるというのでその手伝いのためA市B区からC市へ転居することになり、同市役所D支所での転入届提出の際、職員に国民年金の加入を勧められて手続した。

申立期間の保険料は、2回ぐらいD支所の窓口で払ったが、総額では3,000円から4,000円ぐらいだったと思う。保険料を払った時、領収書の交付を要求したが断られ、国民年金手帳がその代わりだと言われた。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、10か月と短期間である。

また、申立人は複数年にわたり保険料を前納しており、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和45年4月であり、申立人が所持する国民年金手帳にも同年4月17日E県発行と記載されていることから、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられ、申立期間のうち、同年3月の保険料は同年4月中であれば昭和44年度分として、同年4月以降の保険料についても45年度分としてそれぞれ現年度納付することが可能であった。その上、申立人は、申立期間の保険料について、いつごろどの期間分を納付したのかは覚えていないものの、当時、C市役所D支所では現年度保険料を納付することが可能であり、申立期間の保険料について2回ぐらい同市役所同支所で納付したとする申立人の記憶とも符合する。

加えて、申立人は、申立期間の保険料は総額で3,000円から4,000円ぐらいだったとしているところ、申立期間の保険料を実際に納付するのに必要となる金額は3,700円であることからほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和45年4月に婚姻届を提出した時、A市B区役所で「国民年金に加入するのは義務だ。」と言われ、夫婦一緒に国民年金に加入した。

妻からはまじめに保険料を支払ってきたと聞いているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に国民年金に加入し、申立人の妻が集金によって保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年4月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間直後の昭和47年度の保険料は、昭和50年1月に一括して過年度納付されており、集金による納付ではなかったことが確認できるほか、48年度以降は集金によって納付可能な現年度保険料として納付されている状況を踏まえると、申立人の国民年金加入手続は48年4月ごろに行われ、申立期間当時は国民年金に未加入で、保険料は納付できなかったと考えられる。

一方、申立人は、社会保険庁の記録上、国民年金保険料の納付を開始したとされる昭和47年4月以降60歳に到達するまで保険料の未納は無いほか、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその妻も45年5月に国民年金に加入して以降、保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和48年4月ごろの時点では、申立期間のうち、46年1月から47年3月までの保険料につい

ては過年度納付することが可能であり、前述のように、昭和47年度の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、加入手続時点で過年度納付が可能であった当該期間の保険料についても、申立人の妻が過年度納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

私は、16歳から住み込みで修業していたA市の理容店で店主に勧められ、20歳になった昭和38年*月ごろに国民年金の加入手続をしてもらった。保険料は店主が3か月に一度、町内会長宅へ持って行き、印を押した紙のようなものを受け取った記憶がある。40年6月に婚姻のためB市へ転居し、婚姻後は同居していた義父が私の分も一緒に納付してくれた。申立期間について、納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び申立人がA市の理容店に勤務していた期間の保険料を納付していたとする理容店の店主、申立人がB市に転居し、婚姻後同居していた期間の保険料を納付していたとする申立人の義父共に既に死亡しているため、加入手続、申立期間の保険料納付等の状況に関する詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月22日にB市C区で払い出され、その資格取得日は、39年4月1日とされている。これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち、38年1月から39年3月までの期間は国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

一方、申立人は、昭和40年6月に、婚姻（同年8月）のため、B市へ転居し、婚姻後の保険料は同居していた義父が申立人、夫及び義母の家族4人の保険料を納付していたとしており、義父の納付記録を見ると、38年7月から60歳到達の前月である49年*月までの10年余りにわたる国民年金加入期間において未納は無いことから、義父の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和41年6月22日に払い出されていることが確認できるほか、同払出簿の適用別欄には「特」の記載があり、申立人の国民年金手帳記号番号が付された国民年金受付処理簿の1頁すべての被保険者の「資格取得日-種別」欄には「390401-1」と表示されていること、当時、同市では、国民年金適用対象者（国民健康保険には加入しているものの、国民年金には加入していない者など）に対し、国民年金手帳を送達するなどの適用特別対策を実施していたこと、及びD社会保険事務局によれば、同市における昭和41年度の加入勧奨では、加入可能であれば、2年前までさかのぼって資格取得させていたと思われることから、申立人の国民年金手帳記号番号は適用対象者として職権によりその資格取得日を39年4月1日として払い出されたものであることがうかがわれる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能である上、同市では、41年当時、適用対象者に対して過年度納付書を同封して手帳を送達していたとしている。このため、申立人に対しても昭和39年度及び40年度の過年度納付書が送付されたものとみられ、40年度の保険料が納付済みとされていることから、納付意識の高かった義父が、当該納付書により、39年度の保険料も納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和42年3月に婚姻後、A市B区からC市に転居し、婚姻前から加入していた国民年金に引き続き加入し保険料を納付していた。しかし、昭和43年度の保険料は納付済みであるにもかかわらず、その前後の期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。1回目の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月から同年10月までの間にA市B区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿の同記号番号の欄には、42年12月に、申立人の被保険者台帳がC市を管轄する社会保険事務所に移管されたことを示す記載がある。このことから、申立人は、A市B区で国民年金に加入後、同年12月までにはC市への住所変更手続を行っていたことが確認でき、婚姻（婚姻届は同年4月）後、同市に転居して以降も引き続き国民年金に加入していたとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、婚姻前は母親が国民年金保険料を納付してくれていたが、婚姻後は妻が納付していたとしており、申立人が婚姻してC市へ転居後の昭和43年度の保険料は納付済みと記録されている。このため、申立人が昭和42年4月に同市へ転居して間もなく国民年金の住所変更手続を行ったにもかかわらず、42年度（申立期間①）の保険料を納付せず、43年度から納付を開始したとは考え難い。

2 社会保険庁が保管する申立人の1回目の国民年金手帳記号番号に係る被

保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間②中の昭和45年4月に不在被保険者とされ、50年4月にこれが取り消されたことを示す記載がある。

また、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月にC市で払い出されており、被保険者台帳には、昭和48年度の保険料が2回目の国民年金手帳記号番号により納付されたことが記載されているほか、これら二つの国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このことから、申立人の2回目の国民年金加入手続は同年6月ごろに行われ、1回目の国民年金手帳記号番号で不在被保険者が取り消された50年4月までの48年度及び49年度の保険料は2回目の国民年金手帳記号番号で納付していたものと考えられる。

以上のことから、申立人は、不在被保険者とされて以降2回目の加入手続が行われたと推認される昭和48年6月ごろまでは保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の2回目の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間②のうち、昭和46年4月から48年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、保険料を納付していたとする妻は過去の未納保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号と連番で昭和48年6月に払い出されており、申立期間の保険料は未納と記録されている。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1941 (事案 1260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から43年4月まで
② 昭和46年12月から48年6月まで
③ 昭和48年10月から50年9月まで
④ 昭和52年6月から53年3月まで

私は、申立期間当時、会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらった記憶があるとの申立内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年3月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知文を受け取った。

今回、各申立期間についての国民年金保険料の額や国民年金手帳の形状を思い出し、保険料をさかのぼって納付したことがあることも思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時に納付したとする国民年金保険料の額や国民年金手帳の形状などの記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年8月に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は申立期間後の同年8月ごろに行われたと推認されること、申立人の国民年金の資格取得日は52年3月1日で、申立期間①、②及び③は無資格期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自宅にあったメモを基に、申立期間当時の国民年金保険料

額や国民年金手帳の形状を思い出したとしているが、当該メモは、平成20年から記載されたものであり、申立人の記憶が申立期間当時のものであったと推認することはできない。

以上のことから、申立人の新たな主張によっても、申立期間①、②及び③の当時に、申立人の国民年金の加入手続きが行われており、保険料が納付されていたと推認することはできない。

一方、申立人は、今回、国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあるとしているところ、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される時点では、申立期間④を含む昭和52年3月から53年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続きが行われた昭和53年度以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、加入後の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、上記の過年度納付が可能な期間のうち昭和52年3月から同年5月までの保険料が過年度納付されたことが、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認でき、同様に過年度納付が可能であった申立期間④の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月及び同年10月

私は、会社を退職後に実家で生活していた。父の勧めで国民年金の加入手続をするためにA町役場へ自転車でいき、その日に保険料を納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和44年10月ごろに行われたものと推認され、会社を退職（同年9月1日厚生年金保険被保険者資格喪失。）後間もなく国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明と一致するほか、加入手続の時点では、申立期間の保険料をA町役場で現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間後の昭和47年7月21日に再び厚生年金保険被保険者資格を喪失して間もない同年8月2日に国民年金に任意加入し、以後の任意加入期間の保険料をすべて納付している。このことから、申立人の国民年金制度への理解及び保険料納付意識は高かったものと認められ、申立期間について、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

私は、父親が他界した昭和46年*月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、納付書によりC銀行D支店で納付したことを記憶しているため、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和46年7月26日）から、申立人の国民年金加入手続は同年7月ごろに行われたものと推認され、父親が死亡した同年*月に加入手続したとする申立人の説明と一致する。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金の資格取得日は、当初から昭和45年1月1日と記載されており、申立人が所持する国民年金手帳でも同様に記載されている。このため、申立期間のうち、43年11月から44年12月までの間は、資格取得前の無資格期間である。申立人は国民年金の加入手続後に送付された納付書で保険料を納付したとしているが、無資格期間に対して納付書が発行されることは無いことから、当該期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、納付したとする国民年金保険料の額については記憶が無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、国民年金の資格を取得した昭和45年1月から同年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和46年度以降、厚生年金保険被保険者となる昭和49年5月より前の国民年金保険料をすべて現年度納付したことが、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書の記載から確認でき、その当時の保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人の国民年金加入手続時点の前年度の昭和45年度の保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人が加入手続後に過年度納付したものと考えられ、申立人が、加入手続の時点で過年度納付可能であった期間のうち、同年度の保険料のみを納付し、その直前の昭和45年1月から同年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月から8年2月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から8年2月まで

私は、申立期間にA社の取締役B支店長として60万円程度の給与を受け取っていた。

しかし、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は、給与支給額より低額に変更されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年4月から8年2月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、41万円と記録されていたところ、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月21日の後の同年5月21日付けで、41万円から11万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、A社B支店に勤務していた同僚の標準報酬月額についても、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同様、当該同僚が同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成8年3月21日の後の同年5月21日付けで、7年6月1日に遡^{そきゅう}及して20万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理について、A社の事業主は、「当時の関係資料は無いので分からない。」と回答し、当該同僚についても、「回答は控えたい。」としており、当時の事情及び申立人の報酬月額が訂正後の標準報酬月額(11万8,000円)に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言を得ること

ができない。

加えて、社会保険事務所が保管する平成8年度滞納処分票により、平成8年3月当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

このほか、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主及び同僚は、「申立人は、A社B支店長であり、給与及び社会保険事務には関与していなかった。」としていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成8年5月21日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、申立人について7年4月にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成6年11月から7年3月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、59万円と記録されていたところ、同年5月30日付けの月額変更届により41万円に改定されているが、A社の事業主も申立人と同日に同一の事務処理(59万円から41万円に改定。)が行われている上、当時の社員(後の監査役)については、6年8月17日付けの算定基礎届において、同年10月から標準報酬月額が減額改定(38万円から32万円)されていることが確認でき、事業主が同年ごろから経営が厳しくなったと回答していることから判断すると、経営状態の厳しい中で役員、幹部の報酬月額の減額が行われたことがうかがわれ、申立人の月額変更届は事実に即したものと推認される。

また、当該期間については、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①における資格喪失日（昭和20年5月15日）及び資格取得日（同年12月1日）並びに申立期間②における資格喪失日（21年9月15日）及び資格取得日（22年11月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月15日から同年12月1日まで
② 昭和21年9月15日から22年11月1日まで

私は、勤務場所の異動はあったものの、継続してA社に勤務していたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年6月1日から23年6月1日まで継続してA社において厚生年金保険（労働者年金保険を含む。）の被保険者であったとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、20年5月15日から同年12月1日までの期間及び21年9月15日から22年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者でなかったものとされている。

しかし、申立人のA社B支店への入社（資格取得日：昭和17年6月1日）からC支店及びD支店を経て、B支店で退職（資格喪失日：23年6月1日）した状況などの事実経過の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたと認めることができる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録では、申立人は昭和 20 年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失したものとされているが、A社の厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失しており、21 年当時、在職していた者を対象に復元したものとされる現存する同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は 17 年 4 月 1 日、資格喪失日は 21 年 9 月 15 日と記載されている。

また、一般的に、社会保険事務所長は、年金番号及び被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日が確認できない場合には、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社の場合、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲の翌日の昭和 20 年 5 月 15 日を資格喪失日に設定したものと推認でき、同日を資格喪失日とする記録は、事実在即したものと認められない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 6 月 1 日までの期間に係る申立人の記録が確認できるものの、当該記録と同一年金番号の厚生年金保険被保険者台帳には同期間に係る記載が無い上、当該被保険者台帳には、20 年 12 月 1 日を資格取得日とする被保険者記録が記載されているものの、同日を申立人の資格取得日とする厚生年金保険被保険者名簿は確認できず、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは言いがたい。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格得喪日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿等の記入漏れ、被保険者名簿の大規模な焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にもその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失し、又は欠落した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①における資格喪失日（昭和 20 年 5 月 15 日）及び資格取得日（同年 12 月 1 日）並びに申立期間②における資格喪失日（21 年 9 月 15 日）及び資格取得日（22 年 11 月 1 日）を取り消

すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和34年7月18日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月18日から同年12月1日まで
② 昭和37年7月18日から同年8月1日まで

A社に継続して勤務し、取引先にも駐在していた。同僚の証言もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和33年11月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年7月18日に資格を喪失後、同年12月1日に同社B支店において再度資格を取得しており、同年7月から同年11月までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、「当該期間については、社命により、A社に籍を置いたまま、取引先のC社に駐在していた。」と証言しているところ、A社の複数の同僚及び駐在先のC社社員の証言並びにA社の本社勤務辞令から判断

して、申立人は、同社D本社への転勤辞令を受けてC社に駐在していたものの、当該期間も継続してA社に勤務（当該期間当時、同社D本社は厚生年金保険の適用前であった。）していたことが認められる。

また、C社は、「当該期間当時、当社における申立人の勤務記録は無い。」と回答していることから、申立人は、同社に駐在していたものの、当該期間も引き続き、A社の社員として同社から給与を支給されていたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録、同僚の証言及び申立人が書いた転勤挨拶状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年8月1日付けで同社B支店から同社本社に異動。ただし、C社E支店に駐在勤務中。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和24年4月1日、資格喪失日は同年6月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は8,100円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年夏ごろから24年6月26日まで

照会申出書を提出したところ、申立期間においてA事業所勤務時の記録が無い旨回答をもらったが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）及び社会保険庁が保管する旧台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人と生年月日が1年相違する同姓同名の被保険者記録（昭和24年4月1日に資格取得。）が基礎年金番号に統合されないままになっていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が名簿に確認できることから、申立人は、申立期間の一部においてA事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA事業所における資格取得日は、昭和24年4月1日であると認められる。

なお、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は、名簿及び旧台帳に記載が無く不明であるものの、名簿に昭和24年5月1日に標準報酬月額を改定した旨の記載が確認できること、及び申立人の次の勤務先における資格取得日が同年6月26日であることから、申立人のA事業所における資格喪

失日は、同日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間における標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和24年4月は8,100円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年夏ごろから24年4月1日までの期間については、B施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用者であるとの身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは、同年4月1日からであり、A事業所も当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立人が、当該期間についてまで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年5月、同年6月、17年2月は34万円、16年7月から同年12月までの期間、17年3月から同年11月までの期間、18年1月から同年5月までの期間、同年7月、同年8月及び19年8月については38万円、17年1月は30万円、同年12月は26万円、18年6月及び19年2月は36万円、18年9月から19年1月までの期間及び同年5月は41万円、同年4月は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月1日から19年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も20万円とされている。

しかしながら、申立人が給与支給明細書を提出した期間については、同明細書により、申立人は、平成16年6月、同年7月、同年10月から17年6月までの期間、同年8月から18年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間及び19年8月は38万円、18年9月から19年7月までの期間については41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年7月、同年10月から12月までの期間、17年3月から同年6月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、18年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年8月及び19年8月は38万円、18年9月から19年1月までの期間及び同年5月は41万円とし、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、16年6月及び17年2月は34万円、同年1月は30万円、同年12月は26万円、18年6月及び19年2月は36万円、同年4月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人が給与支給明細書を提出していない期間に係る標準報酬月額については、その前後における給与支給明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できることから、平成16年5月は34万円、同年8月、同年9月、17年7月及び18年4月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、当該報酬月額等から推認できる報酬月額等に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、当該報酬月額等から推認できる報酬月額等に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月、同年6月及び同年7月については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

愛知厚生年金 事案 2104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 11 日から同年 2 月 14 日まで

私は、A社に昭和57年2月22日に入社して、平成15年9月10日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の年金記録が空白になっていることに納得できない。昭和59年1月の厚生年金保険料は給料から引かれていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言並びに雇用保険の記録から判断して、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(A社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録では、申立人は昭和59年1月10日にA社を離職し、同年1月11日にB社において資格取得しているものの、両社は事業内容が同一であり、従業員も同一事務所内において勤務するなど密接・不可分な関係にある関連事業所であったこと、及びB社は同年2月14日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、同年2月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から平成13年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和51年10月から52年9月までは20万円、同年10月から53年9月までは24万円、同年10月から54年9月までは28万円、同年10月から56年6月までは32万円、同年7月から57年9月までは36万円、同年10月から58年9月までの期間及び平成2年3月から同年7月までの期間は38万円、58年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成2年2月まで、同年11月、6年11月及び7年4月は44万円、2年8月、同年10月、3年3月及び5年10月は50万円、2年9月、同年12月、3年1月、同年4月から5年9月までの期間及び同年11月から6年10月までの期間は53万円、3年2月は47万円、6年12月、7年1月、同年3月及び11年9月は56万円、7年2月、同年5月から11年8月までの期間及び同年10月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年6月までは62万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から平成13年6月まで

申立期間当時の給料支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が相違している。なお、平成13年4月以降は経営者が変わり、同年7月からは正常な標準報酬月額となっている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年3月から13年6月までの期間については、申立

人から提出された給料支払明細書により、9年7月から同年9月まで及び10年2月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、9年7月から同年9月まで及び10年2月までの期間についても、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は前後の期間と同額であることから、前後の期間の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和59年1月から平成2年2月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票等により、昭和60年を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、同年についても、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は前後の期間と同額であることから、前年及び後年の源泉徴収票で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和51年10月から58年12月までの期間については、申立人から給料支払明細書や源泉徴収票等の資料の提出は無いものの、申立人は、「51年2月の初任給は12万5,000円で、給料は基本給と時間外手当及び持出分で決定されており、約20万円を下回ることは無かった。その後の昇給は世間並みにあり給料が途中で下がった記憶は無い。」と具体的に主張しているとともに、上述のとおり、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が認められる期間においては、給料支払明細書等により、社会保険庁に記録されている標準報酬月額の約2倍の額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、当該期間についても同様に、社会保険庁に記録されている標準報酬月額の2倍相当の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票等の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票等から推認できる報酬月額から、昭和51年10月から52年9月までは20万円、同年10月から53年9月までは24万円、同年10月から54年9月までは28万円、同年10月から56年6月までは32万円、同年7月から57年9月までは36万円、

同年10月から58年9月までの期間及び平成2年3月から同年7月までの期間は38万円、58年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成2年2月まで、同年11月、6年11月及び7年4月は44万円、2年8月、同年10月、3年3月及び5年10月は50万円、2年9月、同年12月、3年1月、同年4月から5年9月までの期間及び同年11月から6年10月までの期間は53万円、3年2月は47万円、6年12月、7年1月、同年3月及び11年9月は56万円、7年2月、同年5月から11年8月までの期間及び同年10月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年6月までは62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票等の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票等から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票等の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票等から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年2月から同年9月までの期間については、申立人の記憶によれば、初任給は12万5,000円であったとしているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人の同年2月の資格取得時決定時の標準報酬月額は13万4,000円で、その標準報酬月額の決定に特段不合理な点は見当たらない上、このほかに申立人の主張に基づく厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料も無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

昭和63年3月31日付けで資格喪失となっているが、31日に退社したので4月1日付けの資格喪失でなければならない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出を受けた昭和63年3月の給与明細書及び厚生年金基金加入員証により、申立人は同年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和63年2月の社会保険庁のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書によれば、事業主が昭和63年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から13年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年10月、同年12月、7年6月、同年9月、9年1月、同年4月、同年5月、同年12月、10年12月、11年2月、同年9月、同年12月、12年7月及び同年11月は44万円、6年11月、7年4月、同年5月、同年10月、8年12月、9年8月、10年1月、同年3月、11年1月、同年3月から同年5月まで、同年7月、同年8月、同年10月、12年2月から同年6月まで、同年8月及び同年10月は41万円、7年1月、8年2月、同年4月、同年10月、9年3月、同年7月、10年2月、同年10月、同年11月、11年6月、同年11月、13年1月、同年5月及び同年6月は47万円、7年2月、同年3月、同年8月、同年11月、8年3月、9年6月、同年9月から同年11月まで、10年6月から同年8月までの期間及び13年4月は50万円、7年7月、同年12月、8年11月、10年9月及び13年2月は53万円、8年1月、同年7月、9年2月及び13年3月は56万円、8年5月は36万円、同年6月、同年8月、10年4月、同年5月及び12年1月は59万円、8年9月及び12年9月は38万円、同年12月は62万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から13年6月まで

平成6年9月6日から13年7月1日までの間、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に対して保険料が多く控除されていたと思われるため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から13年6月までについては、申立人から提出された給料支払明細書により、9年4月、10年6月、同年8月、11年3月から同年5月まで、同年7月、同年8月、12年2月、同年10月及び13年6月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年3月から同年5月まで、同年7月、同年8月、12年2月及び同年10月については、申立人から提出された源泉徴収票により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成9年4月、10年6月、同年8月及び13年6月については、申立人は、給料支払明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないものの、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は前後の期間と同額であることから、前後の期間の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票から推認できる報酬月額から、平成6年10月、同年12月、7年6月、同年9月、9年1月、同年4月、同年5月、同年12月、10年12月、11年2月、同年9月、同年12月、12年7月及び同年11月は44万円、6年11月、7年4月、同年5月、同年10月、8年12月、9年8月、10年1月、同年3月、11年1月、同年3月から同年5月まで、同年7月、同年8月、同年10月、12年2月から同年6月まで、同年8月及び同年10月は41万円、7年1月、8年2月、同年4月、同年10月、9年3月、同年7月、10年2月、同年10月、同年11月、11年6月、同年11月、13年1月、同年5月及び同年6月は47万円、7年2月、同年3月、同年8月、同年11月、8年3月、9年6月、同年9月から同年11月まで、10年6月から同年8月までの期間及び13年4月は50万円、7年7月、同年12月、8年11月、10年9月及び13年2月は53万円、8年1月、同年7月、9年2月及び13年3月は56万円、8年5月は36万円、同年6月、同年8月、10年4月、同年5月及び12年1月は59万円、8年9月及び12年9月は38万円、同年12月は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料控除額及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年9月については、申立人から提出された給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和52年2月27日、B社における資格取得日に係る記録を53年12月27日に訂正し、52年2月及び同年3月の標準報酬月額を13万4,000円、53年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月21日から同年8月1日まで
② 昭和52年2月27日から同年4月1日まで
③ 昭和52年4月1日から同年8月1日まで
④ 昭和53年12月27日から54年1月5日まで
⑤ 昭和55年6月13日から平成5年9月20日まで

私は、昭和43年にA社に入社し、54年11月に退職するまで継続して勤務していた。途中、系列会社のB社及びC社に異動したものの、途切れ無く勤務していたはずであるにもかかわらず、申立期間②及び④が空白期間とされているのは納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間①及び③については、異動前より異動後の方が標準報酬月額が下がっているのはおかしいので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

さらに、私は、B社退職後の昭和55年6月にD社に就職したが、同社に入社する際、前職と同等以上の給与とする契約で入社したはずであるが、社会保険庁の記録は、前職退職時の標準報酬月額より低い標準報酬月額とされている。また、同社では毎年1万2,000円から2万円程度は昇給していたと記憶しているが、同社の標準報酬月額は昇給に伴って改定されていないので、申立期間⑤についても、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④について、申立人は、A社、B社及びC社は系列の事業所であるとしているところ、各事業所の商業登記簿謄本によると、3事業所の代表取締役は同一人物であり、役員の一部も重複していることが確認できるとともに、3事業所の代表取締役である者及び当該複数の事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が当該事業所は系列事業所であると証言している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間④については、B社に勤務していたことが確認できるとともに、複数の同僚は、申立人が当該系列事業所間を異動していたとしている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人のほかにも、申立ての3事業所間で異動している者が複数確認できるが、申立人以外に異動の際に被保険者記録が空白となっている者はいない。

なお、申立期間②及び④に係る異動時期を確認できる資料は無いが、申立人は、「申立期間②は2月、申立期間④は12月に異動辞令を受けた記憶がある。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、A社及びB社においては21日から28日までの期間に資格を得喪している者が大半であることが確認できるとともに、申立期間④については、上述のとおり、雇用保険の記録によると、B社の被保険者期間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和52年2月27日、B社における資格取得日は53年12月27日であるとともに、申立人は、52年2月及び同年3月並びに53年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年4月の社会保険事務所の記録及びB社における54年1月の社会保険事務所の記録から、52年2月及び同年3月は13万4,000円、53年12月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び③について、申立人は、系列事業所内の異動であり、異動後の給与が異動前より低くなるのは不自然であると主張しているが、申立期間①については、C社が加入していた厚生年金基金が保管している加入員記

録原簿により、申立人の同社における資格取得時の標準報酬月額は社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額と同額の9万8,000円であることが確認できる。

また、申立期間⑤について、申立人は、B社からD社に移る際に、D社の社長との間で「前職と同等の給与を支給する。」との約束で入社したことから、転職前より低い標準報酬月額とされているのは納得できないと主張しているが、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、同社が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額と同額の15万円であることが確認できるとともに、同社が保管している昭和60年1月から平成5年8月までの申立人に係る賃金台帳により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、昭和63年8月を除き、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額と一致しており、また、同年8月についても、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

さらに、申立期間③については、申立人が主張する標準報酬月額及びこれに基づく厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立期間①及び⑤の状況からみて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、A社は既に全喪し、また、同社及びC社の当時の役員及び事務担当者に聴取しても、申立人が主張する厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言は得られず、ほかに標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和25年4月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年3月25日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から同年11月1日まで

私は、B社C支店に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。申立期間は、同社の社内ではなく、上司の自宅で同社の仕事をしていて、給料は同社からもらっていた記憶がある。同社を途中退職したことは無く、継続して勤務していたのに、一部期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、B社C支店において昭和24年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年3月25日に資格を喪失後、同年11月1日に同社C支店において再度資格を取得しており、同年3月から同年10月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に、申

立人と同姓同名で、同じ生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和25年4月1日に資格取得、同年11月1日に資格喪失。）が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社の事業主は、申立人が記憶しているB社C支店の上司であることが確認できる。

さらに、B社C支店の被保険者の中には、申立人と同様に、昭和25年4月から同年10月までA社の被保険者とされている者が複数みられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和25年3月25日から同年4月1日までの期間については、社会保険事務所の記録によると、B社C支店の被保険者の中に、申立人と同様に、申立期間において被保険者記録が無く、その期間の一部がA社の被保険者であるとみられる者が9人（申立人を含む。また、9人中6人は、未統合記録となっている。）みられ、このうち3人に聴取した結果、いずれも、「申立期間中に上司の自宅でB社の仕事をしていた。給料は同社からもらっていた。」としている上、申立期間に同社C支店の被保険者であることが確認できる者も「申立人らは、一時的に上司の自宅で仕事をしていたが、その間もB社の従業員として同社の仕事をしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてB社C支店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和25年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年3月25日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から同年11月1日まで

私は、B社C支店に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。申立期間は、同社の社内ではなく、上司の自宅で同社の仕事をしていたが、給料は同社からもらっていた記憶がある。同社を途中退職したことは無く、継続して勤務していたのに、一部期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、B社C支店において昭和24年8月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年3月25日に資格を喪失後、同年11月1日に同社C支店において再度資格を取得しており、同年3月から同年10月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に、申

立人と同姓同名で、同じ生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和25年4月1日に資格取得、同年11月1日に資格喪失。）が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社の事業主は、申立人が記憶しているB社C支店の上司であることが確認できる。

さらに、B社C支店の被保険者の中には、申立人と同様に、昭和25年4月から同年10月までA社の被保険者とされている者が複数みられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和25年3月25日から同年4月1日までの期間については、社会保険事務所の記録によると、B社C支店の被保険者の中に、申立人と同様に、申立期間において被保険者記録が無く、その期間の一部がA社の被保険者であるとみられる者が9人（申立人を含む。また、9人中6人は、未統合記録となっている。）みられ、このうち3人に聴取した結果、いずれも、「申立期間中に上司の自宅でB社の仕事をしていた。給料は同社からもらっていた。」としている上、申立期間に同社C支店の被保険者であることが確認できる者も「申立人らは、一時的に上司の自宅で仕事をしていたが、その間もB社の従業員として同社の仕事をしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてB社C支店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和25年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社（C支店）における資格取得日に係る記録を昭和30年2月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から同年3月15日まで
② 昭和34年2月6日から同年3月20日まで

私は、昭和28年5月4日から34年3月19日までA社に継続して勤務していた。転勤による異動があった期間と退職月の前月について、厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された従業員名簿、社会保険台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年2月2日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かは不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、A社から提出された従業員名簿によると、申立人の採用日は昭和28年5月4日、退職日は34年2月5日と記載されている。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の資格喪失に係る処理日は、昭和34年2月16日であることが確認でき、事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、複数の同僚から聴取をしたが、「申立人の退職日については、記憶が定かではなく不明である。」と回答しているなど、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和40年4月1日の入社から平成17年7月20日に退職するまで、A社及び同社B事業所に継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の記録が抜けている。1か月だけ厚生年金保険料が控除されなかったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、A健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社及び同社B事業所に、昭和40年4月1日から平成17年7月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店から同社B事業所への異動日は、同社の人事記録及び同社B事業所の資料によれば、昭和49年9月1日とされているが、同社C支店及び同社B事業所が保管する健康保険組合の被保険者名簿によれば、同社C支店において52年3月31日に資格喪失し、同社B事業所において同日に資格取得していることから、申立人の異動日は同年3月31日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 22 日から 36 年 3 月 20 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 26 日まで

60 歳の時に、脱退手当金を受給したとされていることを知った。A 社B支店からC社に転職したが、結婚後もしばらく仕事を続けていた。体調を崩して退職したものの、落ち着いたら再就職するつもりであったので、厚生年金保険については再就職した際に手続をすれば良いと思っていた。退職時は何も会社から聞いておらず、委任状に印鑑を押したことも無い。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和38年11月12日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、同原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年4月*日に婚姻し、同年7月*日に改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は退職してからも、再就職の意思を有していたことを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月9日から35年7月6日まで
② 昭和35年7月4日から39年8月16日まで
③ 昭和41年3月26日から42年4月26日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社及び同社に勤務する前に勤めていた2社の厚生年金保険被保険者記録については脱退手当金が支給されていることが分かったが、私は脱退手当金の請求をした覚えは無く、受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年10か月後の昭和45年2月26日に支給されたこととされており、申立人の委任を受けて事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金支給額は、法定支給額と277円相違しており、その原因は不明である上、申立人の戸籍謄本から、申立人の生年月日は「昭和15年*月*日」であることが確認できるが、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている生年月日は「昭和15年*月*日」と誤ったまま記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考えられるところ、訂正されていないままとなっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案2124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和41年7月1日）及び資格取得日（42年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を41年7月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年2月3日まで
② 昭和41年7月1日から42年10月1日まで

私は、A社に昭和40年10月に入社し、48年8月まで継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

しかし、私には申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、申立人はA社において昭和41年2月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失後、42年10月1日に同社において再度資格を取得しており、41年7月から42年9月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①にA社の厚生年金保険被保険者資格がある同僚及び申立期間②に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が、いずれも「申立人は、修理の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が申立期間①、②を通じて一貫して修理業務に従事し、職務内容に変更は無かったと認められるところ、申立期間②に申立人が修理の仕事をしていたと記憶している同僚二人は、いずれも当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、A社の新規適用日(昭和40年4月1日)から申立期間②までに厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員延べ80人には、申立人のほか、一人(理由不明)を除いて被保険者記録の欠落者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該期間前後の記録及び同僚の記録から、昭和41年7月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は全喪し、事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者資格がある同僚が、申立人は勤務していた旨証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得に必要な当該番号は、昭和41年4月14日に払い出されている上、社会保険事務所が保管する当該期間のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人の記憶している同僚は、「私は、厚生年金保険の資格取得時期よりも、約6か月早く入社した。」旨証言している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日(昭和17年6月1日)及び資格取得日(19年6月1日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日(昭和25年5月1日)及び資格取得日(27年4月20日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を25年5月及び同年6月は7,000円、同年7月から27年3月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和25年5月1日から27年4月20日まで

私の夫は、昭和15年4月にA社に入社し、52年9月に退職するまで一貫して同社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和17年2月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月

1日に資格を喪失後、19年6月1日に同社において再度資格を取得しており、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)が全面施行された17年6月から19年5月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、A社の労働者名簿(人事記録)により、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と一緒に勤務したと証言している同僚の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、当該同僚は、申立人と同様に、昭和17年6月から19年5月まで被保険者記録は確認できないものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、空白期間は無く、当該期間に係る被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、別の同僚二人については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び社会保険庁のオンライン記録によれば、当該期間に係る被保険者記録が継続していることが確認できる。

加えて、A社の社史によれば、同社において労働者年金保険法の対象となる被保険者は、B業務に従事する者とされているところ、同社が保管している申立人の労働者名簿(人事記録)によれば、申立人は一貫してB業務に従事したことが推認できることから、申立人は同社の労働者年金保険の対象になっていたものと認めることができる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間も継続してA社に勤務し、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、50円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年5月1日に資格を喪失後、27年4月20日に同社において再度資格を取得しており、25年5月から27年3月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該期間については、雇用保険の記録及びA社の労働者名簿(人事記録)により、申立人が同社に勤務していたことが確認できるとともに、当該名簿によれば、申立人は一貫してB業務に従事していたことが推認でき、当該期間を含めて申立人の職務内容や雇用形態に変更は無かったものと認めることができる。

また、申立人と同様に、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年5月1日に資格を喪失している同僚4人は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、いずれも当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和25年5月及び同年6月は7,000円、同年7月から27年3月までは8,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立期間①及び②において、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年10月から16年4月までの期間及び19年9月は24万円、16年5月から同年10月まで、19年3月から同年8月までの期間及び同年10月は26万円、16年11月から19年2月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から19年11月1日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人又は市区町村から提出された給与支給明細書、源泉徴収票及び住民税所得回答書（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、平成15年10月から16年4月までの期間及び19年9月は24万円、16年5月から同年10月までの期間及び19年10月は26万円、16年11月から17年12月までは28万円、18年1月から同年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書等の保険料控除額から、平成15年10月から16年4月までの期間及び19年9月は24万円、16年5月から同年10月までの期間及び19年10月は26万円、16年11月から17年12月までは28万円とし、給与支給明細書等の報酬月額から、18年1月から19年2月までは28万円、同年3月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書等の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知国民年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年8月まで

年金記録確認時に「あなたはA市には居住しておらず、年金にも加入していない。」とB市役所職員に言われたが、私は確かにA市に居住し、集金人に保険料を納付したはずである。B市で任意で加入しているとのことだが、途中で手続をした覚えは無く、保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する資料及びA市が保管する資料から、昭和42年3月から43年10月の婚姻前までは、申立人の主張どおり、同市に居住していたものとみられる。

一方、申立人は、A市に居住し始めて間もなく、自宅に集金に来た同市職員に「最低の金額でよいから。」と加入するように勧められて、国民年金に加入したとしているほか、国民年金保険料の納付を行った際の記憶としては領収書のようなものを受け取った気がするとしているが、国民年金の保険料額は定額制（昭和45年6月以前は年齢区分による。）であり、被保険者が選択できるものではない上、同市における申立期間当時の保険料収納方法も、国民年金手帳を用いた印紙検認方式が採用されており、申立人の記憶とは相違するなど、申立人が同市において国民年金に加入して保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立期間のうち、昭和43年10月以降は申立人がB市に居住していた期間であるが、申立人からは特に同期間における保険料納付をうかがわせるまでの具体的証言は得られなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和

47年9月ごろに払い出されており、申立人はこのころ国民年金任意加入手続を行ったものとみられるが、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこの手続により初めて国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったこととなり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年2月まで

時期ははっきりしないが、国民年金保険料が100円のころ、A県B市の実家の母が私の国民年金加入手続を行い、3年間は保険料を納付してくれていたことを聞いたことがある。

また、姉からも、私は私の旧姓で国民年金に加入しており、保険料は自宅に来ていた集金人に母が払っていたと聞いている。

母はしっかりした人であったので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は既に死亡しているため、加入手続及び保険料納付の状況について確認することはできない。

また、申立人はその母から3年間は保険料を納付したと聞いたとしているものの、具体的な納付期間は分からないとしている。

さらに、国民年金保険料の納付は本来住民登録している市区町村で行うものであるところ、申立人は昭和37年2月の婚姻に伴い、同年2月からはC県D町に居住していたとしているほか、同年11月には申立人の長女が生まれていることからみても、申立人は同年2月の婚姻に伴い同町に住民登録していたものと考えられる。その上、同年2月の婚姻後については、申立人の同県内での転居は確認できるものの、申立人がA県B市に住民登録したことは確認できない。これらのことから、申立期間の大半である同年2月以降については、申立人の母が申立人の保険料の納付を行い得る状況には無かったものとみられ、申立人が主張するように申立期間を通じて同市に居住していた申立人の母が同

市において申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 3 月に E 市 F 区で払い出されており、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらないことから、このころ初めて申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続きが行われたものとみられ、申立人は申立期間当時は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、高校の時から婚姻（昭和43年6月）までの間、A市に居住する両親の元を離れており、この間に必要なすべての手続は両親がしてくれていた。私の国民年金の加入手続も同市で両親が行い、申立期間の保険料も両親が払ってくれていたと思う。同市に帰った時には、何か月分の保険料だったか分からないが両親に200円をもらい、国民年金手帳を持参し、同市の集金を委託された人に払った覚えがあるので、同市で両親が私の保険料を納付していたのは間違いない。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況に係る詳細が不明である上、申立人は、申立期間において、保険料200円を自身で納付したことがあるとしているものの、その納付時期、納付周期及び納付月数に係る記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、その資格取得日を昭和43年4月1日として同年5月25日にA市で払い出されており、これ以外に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人及びその両親が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで A 市 B 会館の中で食堂を営んでいたが、昭和 61 年ごろから経営が苦しくなり、国民年金保険料を滞納していた。その後、積立金が満期となり、保険料の納付が可能となったことから、63 年秋ごろに同会館で開催された年金相談会において、保険料の未納分を全部納付したい旨申し出て、その場で未納とされていた期間の保険料 15 万円ぐらいを納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年秋ごろに A 市 B 会館で開催された年金相談会において国民年金保険料を納付したとしているが、同市の広報によれば、同年において同会館では年金相談会は開催されておらず、同会館で年金相談会が開催されたのは平成元年 11 月 14 日であることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、積立金が満期となり、保険料の納付が可能となったとしているものの、この積立金について、申立人は、「受取額が 20 万円ぐらいであったことは覚えているが、積立金の種類、満期となった時期、受取時期等に関する記憶は無い。」としており、この裏付けを得ることはできない。

さらに、申立人は、納付した申立期間の保険料額は 15 万円ぐらいとしているが、申立期間の保険料を納付した場合の金額は 19 万 4,220 円となり、申立人の主張する金額とは相違する。

加えて、社会保険庁の記録を見ると、申立期間直後の昭和 63 年 4 月以降はすべて納付済みとされているものの、平成 2 年 11 月 29 日に納付書作成と記録されていることが確認できる。この納付書作成が記録された時期を基準とする

と、過年度納付により保険料納付が可能な昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料額は 14 万 2,200 円となることから、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとも考えられ、この期間の保険料納付と混同している可能性もうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1948

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

ねんきん特別便が来て、申立期間が未納とされていることを知った。申立期間当時、私はまだ若く、事業を立ち上げたばかりだったので、同居の父親が国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと聞いていた。それにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は、「昭和45年4月ごろ、息子が事業を立ち上げ、国民健康保険に加入する必要があったことから、A市B区役所で息子の国民健康保険の加入手続を行った。国民健康保険と国民年金はセットとなっていると聞いていたので、その際に国民年金の加入手続も併せて行ったと思うが、同時に加入手続をしたかどうか確信は無い。」としており、申立人に係る加入手続状況の記憶は曖昧である上、申立人の国民年金手帳の受領時期及び受領方法に関する記憶は無い。

また、申立人の父親は、加入手続後、A市B区役所から送付されてきた納付書により1か月ごとに銀行で納付したとしているが、申立期間当時、同市では保険料徴収は集金人（国民年金推進員）による印紙検認方式を採っていたことから、申立人の父親の主張と相違する。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和50年4月1日として、同年4月16日に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる上、この資格取得日は申立人が所持する国民年金手帳に記載された「はじめて被保険者となった日」とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、結婚当時、夫が既に国民年金に加入していたことと、夫の母親（以下「義母」という。）からの勧めもあって、国民年金に加入した。私の国民年金加入手続は義母が行ったため、詳細については分からないが、夫婦の保険料は私が自宅に来ていた集金人に納付していたため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は義母が行ってくれたとしており、申立人は関与しておらず、義母は死亡しているため、加入手続の詳細について確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和48年6月に夫と連番で払い出されたことが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人夫婦が居住する同市で、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続はその夫と一緒に昭和48年6月ごろに行われ、その際、42年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、集金人に保険料を納付していたとするのみ

で、過去の未納保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているほか、一緒に納付していたとする夫も当該期間の保険料は未納と記録されており、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から46年9月まで

私は、昭和41年5月に転職してから46年に厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入し、A市B区の集金人に保険料を毎月納付していた。年金裁定の時に、そのことを社会保険事務所へ申し出たが、認めてもらえなかった。申立期間に国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月ごろに、妻がA市B区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、妻が集金人に、毎月、国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納付していたと思うと説明している。

しかし、A市では、国民健康保険料の集金は毎月であるが、国民年金保険料の集金は3か月ごとで、両保険料の集金は別に行っていたとしており、申立人の説明と相違する。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入していないとされていることは納得できないとしている。この点については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金に加入した記録が無いほか、国民年金の加入手続を行った者に払い出した国民年金手帳記号番号の記録である国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が申立期間当時に住民登録していたA市B区で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は申立期間当時に同区から転出しておらず、その当時に同区以外の別の市区町村で国民年金手帳記号番号が払い出されていたとも考えられない。

以上のことから、申立人は国民年金の加入手続を行っておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、年金裁定請求手続の際に、申立期間の国民年金保険料を納付したことの証明資料として領収書を提出したことがあると説明しているが、申立期間当時、A市では、国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を収納し、領収書は発行していなかったとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年12月までの期間、47年4月から49年7月までの期間及び51年2月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年12月まで
② 昭和47年4月から49年7月まで
③ 昭和51年2月から58年9月まで

私は、昭和41年から国民年金保険料を納付していたが、自営の飲食業が営業不振となり、税金を納めることができず、差押えとなった。その時、役所の職員から国民年金保険料の免除制度があるとの指導を受け、その場で42年7月から免除の申請を行った。

また、昭和47年度以降については、骨折のため失業した上、病弱であったため、昭和47年4月から免除の申請をした。

さらに、昭和51年以降は体調が回復したので飲食業や指圧業を営んでいたが、同じように営業不振となり、同年2月から免除の申請を行っていたのに、すべての申立期間が免除ではなく未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、A市B区からC市、D町と転居し、このうちA市B区及びD町で、国民年金保険料の免除申請を行ったとしている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の住所は、申立人が国民年金の加入手続を行った当時（昭和41年9月ごろ）の住所であるA市E区の住所が記載されているのみで、同市B区、C市及びD町の住所の記載は無いほか、同台帳には、申立人が42年12月に不在被保険者となり、59年7月に住所確認されたとの記載がある。

また、申立人の被保険者名簿が保存されている市町のうち、C市の被保険者名簿は、申立人が平成元年5月にD町から転入した後に作成されたもので、申

立期間当時の国民年金保険料が免除されていた記録は無い。同町の被保険者名簿でも、昭和60年11月に58年10月の保険料を過年度納付したとの記録が最初で、申立期間当時の保険料免除記録は無い。

以上のことから、申立人は、A市E区から転出して以降、国民年金の住所変更手続きを行っていなかったために不在被保険者とされ、住所が確認できたのがD町在住時の昭和59年7月であったと考えられる。このため、申立期間当時には、申立人はA市B区、C市及びD町で保険料の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行う必要があるが、申立人は、A市B区で税金の滞納処分（差押え）を受けた際及びD町で同町職員が来訪した際に免除申請手続を行ったとしているのみで、翌年度以降の免除申請手続についての記憶は不明確である。

加えて、申立期間当時に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、20歳になった時、当然国民年金に加入しなければならないと思っていたので、A市役所へ行き、加入手続を行った。その後、送付されてきた振込用紙により最寄りの金融機関で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月に20歳になったころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年8月にB市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、A市又は59年9月ごろに転居したとするB市で、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の年金手帳の受領については記憶が無く、唯一所持する年金手帳にはB市の住所から記載されているとともに、国民年金の「初めて被保険者となった日」は昭和61年4月1日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年8月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であった上、申立期間は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間は35か月と長期に及ぶが、その間の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、納付書により金融機関で納付したと思うとするのみで、納付金額や具体的な納付場所等についての記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から55年1月まで

昭和49年*月に発生したA事件を契機に隣人と共に過ごす機会が増え、その中で国民年金に加入できる話を聞き、隣人宅へ集金に来ていた集金人に自宅へ立ち寄ってもらい加入手続を行った。加入した当初は集金により保険料を納付しており、54年4月にB市C町へ転居してからは支所へ納付に行っていた。

社会保険庁の記録では、昭和55年2月に任意加入で資格取得とされているが、54年の年末から55年にかけては心身共に大変な時期であったため、このころに加入したとされているのはおかしく、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市D町に居住していた昭和49年ごろに国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は同市を管轄する社会保険事務所が55年2月に払い出したものの一つであることが確認でき、申立人は、54年4月に同市C町へ転居後の55年2月に、当該国民年金手帳記号番号により任意加入として国民年金の資格を取得している。申立人が所持する年金手帳でも、「初めて被保険者となった日」は同年2月6日で、住所は同市C町と記載されているほか、申立人は、申立期間中に同市外へ転居したことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年2月に行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者で、申立人は国民

年金の任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、B市D町に居住していた当時は、集金人に国民年金保険料を納付し、用紙にシールを貼^はってもらったか、印を押してもらっていたとしているが、同市では、昭和45年7月に集金人による集金から納付書による納付に変更しており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人は、昭和54年4月にB市C町に転居後も、市役所支所で継続して国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時に国民年金に加入し同市C町でも保険料を納付していたのであれば、同市が、申立人に対し同じ同市C町の住所で、55年2月に改めて国民年金手帳記号番号を払い出すことは無いと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から同年12月までの期間及び44年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から同年12月まで
② 昭和44年3月から同年5月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付は、一切を母親に任せていた。母親は他界しており、詳しいことは分からないが、役所から電話などで催促を受け、きちんと保険料納付を行っていたことや、私の国民年金手帳を無くしてしまったことも聞いているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月にA市B区で払い出されており、申立人が所持する年金手帳は、49年11月から使用が開始された年金制度共通のものである。社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとする同区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、申立期間当時から58年まで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は52年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、次姉の国民年金保険料も母親が納付していたと思うとし

ているところ、次姉の保険料は昭和 39 年度に 6 か月分納付されて以降、申立期間①中の昭和 42 年 7 月まで納付済みと記録されている。しかし、申立人の次姉の国民年金手帳記号番号の払出時期から、次姉の国民年金の加入手続は申立期間後の 46 年 2 月ごろに行われたものと推認され、上記期間の保険料は、年金の受給資格要件（保険料納付済期間 25 年）を満たすために、加入手続後に特例納付したものとみられる。一方、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金資格取得日は 50 年 4 月 21 日（後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、国民年金資格取得日を 51 年 4 月 22 日に訂正。）とされており、申立人が所持する年金手帳でも同様に記載されている。このため、資格取得日以前の期間である申立期間は無資格期間であるほか、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立人は 35 歳で、年金受給資格要件確保の観点からは、次姉と同様に特例納付を行う必要は無いなど、申立期間の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年3月まで

私の国民年金の加入手続は亡父が行い、保険料は3か月ごとに自宅に来た集金人に亡父が納付していた。私の年金記録では、資格取得日が昭和36年*月で、加入期間が480か月とされているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付は父親が行ったとしており、申立人は関与しておらず、父親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月に払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった36年*月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人には父親が集金人に保険料を納付していた記憶しかないなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、社会保険庁の記録で、国民年金の資格取得日が昭和 36 年*月で、加入期間が 480 か月とされているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できないと述べているが、資格取得日は申立人が国民年金の資格を取得するに至った日を示すものであり、保険料が納付されたことを示すものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月ごろから約 1 年

私は、申立期間に、A社の取締役をしている知人の紹介で同社B支店に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店の所在地、事業主の氏名、当時の業務内容等を詳細に記憶していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和 27 年 12 月 24 日に全廃しており、当時の事業主も連絡先不明のため、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人及び同僚が証言した当時のA社B支店における従業員数（30人程度）と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数（11人）が大きく異なることから、申立期間当時の同支店では、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を必ずしも取得していなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人が一緒に仕事をしたとする同僚にも、A社B支店については申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人が記憶している同僚3人は、名字のみの記憶であるため、同人らを特定できず、申立人について証言を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年8月1日まで

私は、A社に平成6年11月から12年11月まで勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、そのうち10年1月1日から同年8月1日までの7か月間について、標準報酬月額が下げられている。給与明細書等は残っていないが、給料は40万円ほどもらっていたはずであり、標準報酬月額が下げられていることに納得がいかない。記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社の事業主及び申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録がある従業員は、いずれも申立人と同様に、平成10年1月から標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社は既に全喪している上、当時、社会保険事務を担当していた取締役も、当時の資料は無いと回答しており、申立期間について、実際に支給された報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

一方、同僚から提出された申立期間における給与明細書によると、支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張と同様に、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と大きくかい離することが認められるものの、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致していることから、当時のA社は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 12 月 20 日から 26 年 4 月 1 日まで
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 11 日まで
③ 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 12 日まで

昭和 24 年 12 月から 34 年 7 月までの間に、A社B支店からC社へ転職したが、その間もいずれかの事業所に所属し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、D社についても、昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 12 日までの間、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録により、A社B支店は、昭和 24 年 12 月 20 日に全喪しており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚の一人は、「A社B支店は、この時期に個人に買収され、その際、自分も含めて退職金をもらって全員解雇された。」と証言している。

さらに、当時の事業主及び事務担当者との連絡が取れないため、申立ての事実が確認できない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録により、C社は、昭和 34 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、商業登記簿により、同社は、厚生年金保険の新規適用日と同じ日付で法人登記されていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「新規適用の前から会社はあったが、当時は、社長を入れても4、5人ぐらいの規模であった。」と証言しており、C社は、従業員数が常時5人以上という当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

申立期間③については、D社から提出された申立人の入社時の履歴書、健康診断書及び戸籍謄本の受付年月日から判断して、申立人は、早くても当該期間の中ほどに当たる昭和55年9月1日以降に同社に入社したものと推認できる。

また、D社の当該期間当時の面接責任者は、「申立人は、入社時に*歳であったことから、正職員ではなく、労働時間が4、5時間程度のアルバイトであり、当該期間は厚生年金保険に入っていなかった。厚生年金保険の記録のある昭和57年1月12日以降は嘱託契約をしたことから厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と回答している。

さらに、雇用保険についても、資格取得日は、厚生年金保険と同じ昭和57年1月12日となっている。

このほか、申立人の申立期間①から③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月から28年11月まで

私はA社に入社し、解散まで勤務していた。兄と弟は同社の厚生年金記録があるのに、個人事業所の時代から勤務していた同僚B氏と私は記録が無い。納得できないので調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和27年9月*日からA社の厚生年金保険被保険者記録の認められる申立人の弟は、「申立期間は、兄（申立人）はA社に勤務していた。兄は26年*月ごろ、事故で怪我をしたが、事故後の27年9月ごろから私は兄の仕事を手伝った。」と証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和28年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によれば、31年10月*日に解散し、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和25年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年8月から同年11月30日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、適用事業所となった同年12月1日から適用事業所でなくなった28年11月26日までの期間について、社会保険事務所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（資格取得者16人）には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人の弟は「従業員の給与事務は同僚B氏が行っていたと思うが、

社会保険事務等については、誰が行っていたか分からない。」と証言しているところ、事業主、申立人の兄及び同僚B氏はいずれも死亡しており、周辺事情を調査できない。

加えて、申立人と同時期に勤務していたとする申立人の兄は、昭和28年5月*日に、26年*月ごろに事故により申立人に怪我を負わせたとする同僚は、27年7月*日に厚生年金保険被保険者資格をそれぞれ取得しており、また、事業主及び同僚B氏は厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年9月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が7万2,000円とされているが、当時の給与額は、約11万円であった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同期入社的女性同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、昭和49年4月の資格取得時の標準報酬月額は7万2,000円で、申立人と同額であることが確認できる。

また、申立人及び当該複数の同僚は、入社から5か月後の昭和49年9月に、標準報酬月額が11万円又は11万8,000円に随時改定されており、いずれの標準報酬月額にも特段の差異は認められない。

さらに、当該複数の同僚は、「給与の明細については覚えていない。」としており、いずれも給与から控除されていた厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、A社は、当時の資料は無く詳細は不明と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 5 日から 4 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 19 日から 18 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、私は平成 2 年 10 月 5 日から 6 年 3 月 10 日まで A 社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わなかったため、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないため、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私は、平成 15 年 4 月 19 日から 20 年 1 月 10 日まで A 社に勤務していた。入社後、厚生年金保険の被保険者資格取得手続が行われなため、事業所に被保険者資格取得を頼んだが手続をしてくれなかった。そのため、退職後、社会保険事務所に相談した結果、事業所が誤りを認め、資格取得手続を行い、勤務期間の被保険者記録が作成された。

しかし、保険料納付の時効により、申立期間については、年金の給付額には反映されないとのことである。会社側の過失でこのような状態になったのであり、当該期間についても厚生年金保険の給付対象期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、労働契約書及び給与明細書により、当該期間において申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人の給与からは当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「当該期間当時は正社員のみが社会保険に加入していた。申立人は契約社員であったため、厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかった。」と回答している。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人の A 社における厚

生年金保険被保険者資格は、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、平成20年3月5日付けで15年4月19日にさかのぼって取得されており、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間についても厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、A社が保管している給与台帳、給与明細書の写し等により、申立人が同社に平成15年4月から20年1月まで勤務していたことは認められるものの、申立人の給与からは申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から32年1月1日まで

私は、A社に昭和24年9月1日に入社し、退職するまで継続して勤務していた。同僚の中には申立期間の厚生年金保険の被保険者記録があると言っていた者がいるので、調査をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和24年9月1日に入社したと主張しているものの、申立期間に同社に勤務していた従業員は、「A社は小規模な会社で、従業員は10人ぐらいだった。申立人を知らない。」と証言している。

また、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができない。

一方、申立期間においてB社に勤務していた同僚は、「申立人はB社での先輩だった。申立人はA社には在籍しておらず、ずっとB社在籍だった。」と証言していることから、申立人は申立期間においてA社ではなく、B社に勤務していたものと推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時、A社からのれん分けされたA社C部という個人事業であり、社会保険事務所の記録によると、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和32年1月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該同僚も、「私の厚生年金保険の被保険者記録も、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月からとなっていることを承知している。」と証言している。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月1日から43年3月1日まで
② 昭和43年3月24日から同年6月7日まで

昭和42年4月にA社に入社し、52年7月に退職するまで途中退職、出向、休職等も無く、継続して勤務していたが、途中2か所の空白期間があることに納得できない。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「申立人は、昭和42年4月に入社して以来、52年7月まで継続して勤務していた。」と証言している。

しかし、申立期間当時のA社の事業主及び社会保険の手続担当者は既に他界しており、厚生年金保険の取扱いについて証言等を得ることはできない上、事業主の親族は、「申立人は勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格に係る証拠となる資料について、保管していない。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実について確認できる資料を得ることはできない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和42年4月10日に資格を取得し、同年7月31日に離職した後、43年3月1日に再度資格を取得し、同年3月23日に離職した後、同年6月7日に再々度資格を取得し、52年7月31日に離職していることが確認できるところ、当該記録は、全期間において申立人の厚生年金保険の得喪記録とほぼ一致している。

さらに、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたと証言する同僚は、申立人と同様に、同社における被保険者期間に空白期間があり、申立人の資格喪失日（昭和42年8月1日）の約1か月後にいったん資格を喪失した

後、申立人の資格取得日（43年3月1日）の約1か月前に再度資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間①における健康保険整理番号*番から*番までを確認したところ、*番の次が*番となっており、*番から*番までの欠番が確認できるが、*番の資格取得日は昭和42年9月1日であり、*番の資格取得日も同日であること、及び現役員の証言から、同社は当時、最も多い時でも社員数は40人前後の会社であり、同日に80人余りが入社することは同社では考えられないとしていることから、これは社会保険事務所が*番の次を*番と誤って記入した可能性が高く、これを除けば、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月17日から37年3月1日まで
厚生年金保険の脱退手当金を請求した覚えも無く、受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から24年5月1日まで

私は、A社において昭和22年5月8日から26年3月25日まで継続して常用の従業員として勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたと記憶している複数の同僚のうち、申立人同様に被保険者期間の欠落がみられる者や、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいずれも二人確認できることから、当時、すべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではないことがうかがわれる。

また、申立人は社会保険事務所が3回目に書き換えた被保険者名簿において被保険者資格を喪失し、4回目に書き換えた被保険者名簿で資格を再取得していることが確認でき、社会保険事務所は4回目の書換え時に申立人の名前を訂正しているものの、喪失時と再取得時の厚生年金保険記号番号は同一番号であることから、社会保険事務所が別人と取り違えたとは認め難い。

さらに、A社において、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、申立人と同一日に被保険者資格を再取得している同僚二人も、2回目又は3回目に書き換えた被保険者名簿で資格を喪失し、4回目に書き換えた被保険者名簿で資格を再取得していることが確認でき、事業主から被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が複数回にわたってこれを

記録するとは考え難く、申立人についても、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が社会保険事務所の記録どおりに提出されたものと考えるのが自然である。

加えて、A社は、昭和20年代当時の人事記録や賃金台帳を保存しておらず、申立人の在籍記録及び厚生年金保険被保険者記録はいずれも確認できないとしている。

このほか、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の旧姓で全国検索を行ったが、申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 45 年 12 月まで

私は、申立期間にA社B支店で検査の仕事をしていた。当時の給与の手取額は18万円から23万円程度であった。同社により毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言内容が具体的であることから、申立人がA社B支店に勤務していたことはうかがうことができる。

しかし、A社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、同社の健康保険組合も、申立期間当時の関係書類は保存期間経過のため保管しておらず、申立人の記録は不明と回答している。

また、申立人が記憶している同僚3人は、名字のみの記憶であるため、同僚らを特定できず、申立人についての証言を得ることもできない上、連絡が取れた申立期間にA社B支店に勤務していた者は、申立人のことを覚えていないと証言している。

さらに、申立人がA社を退社後に勤務したC社の同僚は、申立期間中の「昭和42年ごろに申立人はC社に勤務していた。」と証言しているところ、同社は、申立期間当時の関係資料を保存していない上、申立人と同様に、同社の新規適用時（45年12月16日）に被保険者資格を取得した3人のうち、連絡が取れた者は、適用事業所になる以前の保険料控除については覚えていないと証言している。

加えて、申立人は、戸籍等の資料によれば、A社B支店が所在するD県に居

住した記録は確認できない上、申立期間中の昭和 36 年に、E 県で自動車の運転免許証を取得した記憶があると述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 15 日まで
② 平成 7 年 12 月 15 日から 9 年 12 月 1 日まで

社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員から、報酬を下げたら保険料も下がると言われたが、報酬は下げなかった。その後、社会保険事務所の職員の指示のとおり、自身に係る標準報酬月額変更届と資格喪失届を提出した。

保険料控除や勤務の事実が確認できる書類は無いが、9万8,000円とされている標準報酬月額を44万円に戻すとともに、平成7年12月15日に資格を喪失し、約2年後にA社において再取得したとされているが、継続して被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当初、平成6年の定時決定で44万円と記録されていたところ、A社における被保険者資格喪失日（7年12月15日）の後の同年12月18日付けで、6年11月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録及びA社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該期間当時、代表取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員から、給料を下げたら社会保険料が減少するとの指導を受け、届出をした。」と証言していることから、当時、

社会保険事務所から保険料納付を強く要請され、申立人が自らの標準報酬月額
の減額訂正に同意していたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A
社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しなが
ら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申
立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認
めることはできない。

一方、申立期間②については、申立人は、A社における厚生年金保険被保険
者資格を平成7年12月15日に喪失するとともに、同日から国民年金の被保険
者となり、当該期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、A社における厚生年金保険及び健康保険被保険者の資格喪
失に伴い、健康保険任意継続被保険者の資格取得を申し出ていることから、当
該期間において厚生年金保険被保険者となるべき者であったとしても、自ら厚
生年金保険被保険者とならない意思を有していたものと推認される。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、当該期間においても引き続きA社の代表取締役であり、「厚
生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項
ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、
又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることか
ら、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとして
も、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 55 年まで
A社に4年以上勤務したのに厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、入社時期は分からないものの、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事務担当者は、「平成10年以前の資料は保管していないため、申立期間当時のことは分からない。」と証言しており、同社における申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、申立人と業務内容が同じであった複数の同僚について、A社への入社日から相当期間経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。